

中国税務速報

2020年10月16日

1. 国家税務総局 納税信用管理に関する公告

中国国家税務総局は2020年9月13日、『国家税務総局 納税信用管理に関する公告』を公布し、非独立採算制の支店が自主的に納税信用評価に参加することができることを明らかにしました。

非独立採算制の支店は独立採算企業の一つの部門であるとして、これまでは独立の納税主体として納税信用評価に参加することはできませんでした。納税信用評価結果の適用範囲が拡大していることから、一部の非独立採算制の支店については、納税信用評価結果を取得したいとの要望に積極的に応じるべく、『公告』は非独立採算制の支店が自主的に、主管税務機関に対し『納税信用評価申請書』を提出することで、納税信用評価を取得できることとなりました。

本公告は2020年11月1日より実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5156715/content.html>

2. 商務部令 2020年第4号 『信頼できないエンティティ・リスト』に関する規定

中国商務部は2020年9月19日、『信頼できないエンティティ・リスト』を公布しました。

《規定》によれば、国際経済貿易及び関連活動における外国実体（外国企業その他の組織や個人）が、中国の国家主権・安全・利益の発展に危害を及ぼすこと、または中国企業その他の組織や個人の合法的権益に対し深刻な損害を及ぼす等の行為については、相応の措置を講じることを明確にしました。中国は、中央の国家機関の関連部門からなる業務機関（以下、業務機関と略称します）を構築し、信頼できないエンティティ・リストに対し措置を講じます。

業務機関は職権、または関係者からの提案や報告に基づき、外国実体の行為を調査するか否かを決定することができ、調査を行う場合は公告を行います。また業務機関は外国実体について、信頼できないエンティティ・リストに加えるか否かを決定することができ、リストに加える場合には公告を行います。信頼できないエンティティ・リストに加えられた外国実体に対しては、業務機関は以下の1つまたは複数の措置を講じ、公告を行います。

1. 中国に関連する輸出入業務に従事することにつき制限または禁止する
2. 中国国内における投資活動につき制限または禁止する
3. 関係人員あるいは輸送手段が入国することにつき制限または禁止する

『規定』は全14条からなり、公布日より即日施行されます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202009/20200903002593.shtml>

3. 2020年1月から8月の税収

中国財政部は2020年9月19日、2020年1月から8月の財政収入・支出状況を公表しました。そのうち、税収状況は以下の通りです。

	(億元)	(億円)	前期比
全国税収総額	108,236	1,703,635	(7.6%)
＜主な税収項目の内訳＞			
1	国内増値税	38,086	599,474 (15.2%)
2	国内消費税	9,822	154,598 (5.7%)
3	企業所得税	29,382	462,473 (5.3%)
4	個人所得税	7,640	120,254 5.9%
5	輸出入関連		
	(1) 輸入貨物増値税・消費税	9,552	150,348 (11.5%)
	(2) 関税	1,653	26,018 (12.8%)
	(3) 輸出還付	(10,021)	(157,731) (13.9%)
6	都市維持建設税	3,046	47,944 (9.2%)
7	車両取得税	2,202	34,659 (7.9%)
8	印紙税	2,271	35,746 27.6%
	うち、証券取引印紙税	1,427	22,461 48.6%
9	資源税	1,146	18,038 (9.5%)
10	土地・不動産関連税金		
	(1) 契税	4,403	69,303 4.2%
	(2) 土地増値税	4,293	67,572 (4.3%)
	(3) 不動産税	1,720	27,073 (5.7%)
	(4) 耕地占有税	867	13,647 (7.3%)
	(5) 城鎮土地使用税 (※)	1,315	20,698 (6.7%)
11	環境保護税	152	2,392 (8.6%)
12	車両税・船舶トン税・タバコ税・その他税金	706	11,112 3.4%

※ 括弧内はマイナスの値

※ 「城鎮土地使用税」とは国有・集団所有の土地の使用者を納税義務者とし、使用面積に基づき課税する税金を指します。

http://gks.mof.gov.cn/tongjishuju/202009/t20200918_3591124.htm

4. 国務院弁公庁 省をまたぐ行政事務サービスの推進に関する指導意見

中国国務院弁公庁は2020年9月29日、「省をまたぐ行政事務サービスの推進に関する指導意見」を発表しました（以下、「意見」と略称します）。

「意見」では、頻度の高い、省をまたぐ行政事務サービスのリスト 140 項目が挙げられました。2020 年末までに、市場事業体の登録、養老保険の変更・更新、専門資格証明書の確認、学歴資格の公証、自動車運転免許証の公証など、第 1 陣として 58 項目について、省をまたいで処理できる「跨省通

弁」を実現します。続けて 2021 年末までに、工業製品製造許可、遠隔地医療決済申請、社会保険カード申請、戸籍変更など、74 項目について「跨省通弁」を実施する予定です。さらに 2021 年以降、新生児登録、社会保険支払記録照会など 8 項目について「跨省通弁」を実施します。リストの管理システムと更新メカニズムを同時に構築し、種々のサービスへ段階的に導入することで、市場及び大衆の多様なニーズに対応していく予定です。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/29/content_5548125.htm

http://www.gov.cn/xinwen/2020-09/29/content_5548291.htm

http://www.gov.cn/xinwen/2020-09/29/content_5548234.htm

5. 財政部 税関総署 税務総局 薬監局 第二回の増値税政策が適用される抗がん剤及び希少疾病用医薬品リストに関する公告

製薬産業の発展、疾病患者の医薬品コストを削減するため、財政部税関総署税務総局薬監局は 2020 年 9 月 30 日に共同で、第二回の増値税政策が適用される抗がん剤及び希少疾病用医薬品リストを公表しました。

本公告でいう抗がん剤及び希少疾病用医薬品とは、国家薬品監督管理部の許可を得て登録された抗がん剤、希少疾病用医薬品及び原薬を指します。公告の内容は主に以下の二つとなります。

1. 抗がん剤及び希少疾病用医薬品リストを調整し、最近になって登録された抗がん剤及び希少疾病用医薬品を第二回のリストに含め、関連する増値税政策を適用すること（抗がん剤及び希少疾病用医薬品に関しては税率が 3%に軽減されます） 2. 第一回のリストにおける一部の抗がん剤及び希少疾病用医薬品の税号について修正すること

公告に添付されたリストにある抗がん剤及び希少疾病用医薬品については、2020 年 10 月 1 日より増値税政策が適用されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5157157/content.html>